

日本株式

日本のグリーンテックの投資機会

2020年12月1日

Chief Investment Office GWM

居林通、日本株リサーチヘッド; 小林千紗、アナリスト;

- この投資テーマでは、日本企業にかかわる世界的なグリーン・テクノロジー（グリーンテック）関連の投資機会を捉えることを目指す。これまでの投資テーマ「日本の新たなモビリティ」で想定していたトレンドよりも大きな潮流になると予想されるため、高まるサステナビリティ関連投資の波に乗るべく、グリーンテックに軸足を移す。
- 気候変動対策が投資の新たな「金脈」になってきた。政府は、環境に配慮した製品・サービスへの切り替えを消費者に奨励し、企業はそうした需要の拡大に応えるために、グリーンテックへの投資を加速している。
- グリーンテックの最前線に位置するのは、バッテリー、再生可能エネルギー、水素、そしてデジタル技術の分野になるだろう。これらの分野のリーダー企業は、世界的な需要の高まりによる追い風を享受できるものと考えられる。

世界中で二酸化炭素排出の削減目標が次々と表明されており、発電インフラや製造工場、耐久消費財などにおけるグリーンテック技術への需要が急増するとみられる。この投資テーマでは、日本企業にかかわる世界的なグリーンテックの投資機会を捉えることを目指す。これまでの投資テーマ「日本の新たなモビリティ」で想定していたトレンドよりも大きな潮流になると予想される。よって、高まるサステナビリティ関連投資の波に乗るべく、グリーンテックにテーマの軸足を移す。

最近、主要国・地域が相次いで二酸化炭素削減目標とグリーン投資計画を発表した。例えば、日本の菅義偉首相は所信表明演説で、温室効果ガスの排出を2050年までにネット（実質）ゼロにするという野心的な方針を表明した（図表1参照）。この目標は水準が極めて高く、従来の技術では達成困難なため、主要な新技術に対して、大規模な政府の補助金と企業の設備投資が必要になると考える。

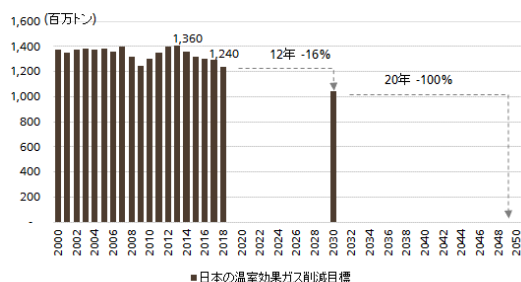
グリーンテックの波の中心は、バッテリー、再生可能エネルギー、水素、そしてデジタル技術になるとみられるが、これは日本が最先端の技術を有しているか、あるいはそうした技術を現在開発中の分野である。発電や金属工業、製造業といった自動車以外の産業にもこうした技術の応用は広がるだろう（図表3参照）。また、各国の政策当局の後押しを受けて、今後数年でクリーンエネルギーやグリーンインフラといったプロジェクト投資が加速するとみられる。こうした気候変動対策への機運の高まりを踏まえ、我々は投資テーマ「日本の新たなモビリティ」を「日本のグリーンテックの投資機会」に変更し、対象分野の裾野を広げた。

世界各地で気候変動対策が投資の新たな「金脈」になってきた。政府は環境に配慮した製品・サービスへの切り替えを消費者に奨励し、企業はそうした旺盛な需要に応えるために、グリーンテックへの投資を加速している。我々は、一部の日本企業（その多くは関連分野の世界的リーダー企業）は、この新たなトレンドからの恩恵を享受できるとみている。グ

ベンチマーク／主要予想／投資テーマ

- CIOのベンチマークはMSCIジャパン指数である。
- 世界の主要国・地域が相次いで二酸化炭素の排出削減目標を表明したため、発電インフラや製造工場、耐久消費財などにおけるグリーンテック技術の需要が急増するとみられる。
- 我々は、一部の日本企業（その多くは関連分野の世界的リーダー企業）は、この新たなトレンドからの恩恵を享受できるとみている。
- 日本企業の当期利益については、2020年度（2021年3月期）は7%の減益、2021年度は40%増益を見込む。ただし、今後、新型コロナウイルスの感染が再拡大しても、現行の医療体制で対処可能であることを前提とする。

図表 1: 日本の 2050 年カーボンニュートラル目標
日本の温室効果ガス削減目標



出所: 全国地球温暖化防止活動推進センター(JCCEA)、UBS、2020年11月現在

日本株式

リーントックへの移行は急速に進むとみられるが、こうした高度な製品をゼロから開発する時間的猶予はないため、世界の主要企業は日本企業から最先端の電子／機械部品を調達する可能性が高い。

2020年に主要経済国が公約した政策支援

日本は今年10月に、温室効果ガスの排出量を2050年までにネットゼロとする「カーボンニュートラル」の実現を目指す方針を表明した。従来目標は、2030年までに温室効果ガスの排出量を2013年度比26%減、2050年までに80%減としていたが、今回の政策姿勢はさらに一步踏み込んだ形だ。2050年までにカーボンニュートラルを達成するために、政府は2030年における自動車販売に占める新エネルギー車（電気自動車と燃料電池車）の割合を、現在の20-30%から引き上げる公算が大きい。また、2021年には2030年までのエネルギー基本計画の見直し期限を迎える。2030年のエネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーの比率は、現在の約22-24%から30%近くまで引き上げられると予想する。足元の再生可能エネルギーの比率は19%と米国よりは高いが、欧州各国には大きく水をかけられている。

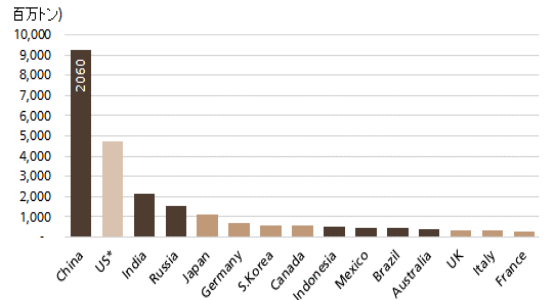
欧州連合(EU)はクリーンエネルギー経済への移行を表明し、2050年までにカーボンニュートラルの達成を目指して、新型コロナウイルスからの復興計画に気候変動対策関連の投資を組み入れた。総額1兆8,500億ユーロのEU中期予算案とコロナ復興基金は、「欧州グリーン・ディール」の一環として、復興に際してのすべてのプロジェクトについて、環境的にサステナブルな活動の基準値を定めた「EUタクソノミー規則」への準拠を義務付け、予算の最低でも30%を気候変動対策への投資とグリーンな経済成長のために充てるとしている。温室効果ガス排出ネットゼロの目標達成には新たなグリーン技術が必要とされる。日本企業にとって有望な分野としては、再生可能エネルギー、バッテリー、水素、デジタル技術が挙げられる。

中国は9月に、2060年までにカーボンニュートラルを達成するとの目標を表明し、その後、第14次5カ年計画(2021-2025年)において、環境に配慮した経済への移行を盛り込んだ。この目標は、エネルギーミックスの大幅な転換を示唆しており、今後数年において、グリーン・エネルギーとそれを支えるインフラに対する支出と政策支援が拡大するものと見込まれる。また中国政府は、2035年までに新車販売の50%を純粋な電気自動車(EV)に、残り50%をプラグイン・ハイブリッド車(PHEV)とハイブリッド車(HEV)とし、ガソリン車の新車販売はゼロとする目標を掲げた(現在EV車の割合は5%)。さらに、2060年までにはすべての新車販売をEVにすることを目指す。我々は、中国の太陽光、風力、電気自動車等の業界に高いエクスポージャーを持つアジアの大手資本財企業を推奨する。

米国では、大統領選でのバイデン氏勝利により、米国のグリーン産業に有利となる規制環境の強化が徐々に進むだろう。上下院のねじれ議会が継続する見通しであるため、バイデン氏が提唱する2兆米ドルの気候変動対策への投資がすべて可決される可能性は低いだが、それでも気候変動対策を支援する大統領令などの規制措置は、切り札として残される。例えば、パリ協定への復帰に議会承認は不要だ。我々はクリーンエネルギー、エネルギー効率、スマートモビリティ、半導体等の分野で日本企業に機会があるとみている。

図表 2: CO2 排出量上位 15 カ国中 8 国が 2050 年カーボンニュートラルを表明

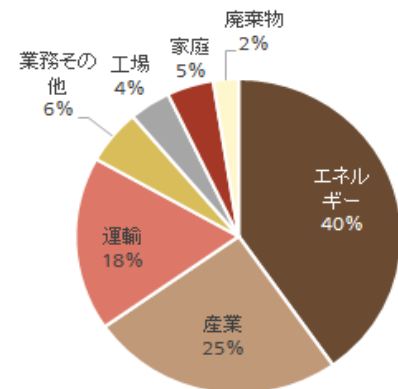
CO2 排出量 上位 15 カ国、茶色は 2050 年カーボンニュートラル実現を表明している国



出所: 全国地球温暖化防止活動推進センター(JCCCA)、UBS、2020年11月現在

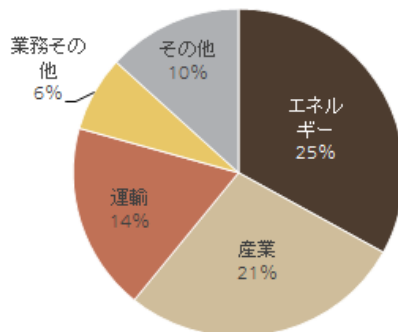
注: 米国はバイデン氏の提唱する目標

図表 3: 日本の二酸化炭素排出量、部門別 2018 年



出所: 全国地球温暖化防止活動推進センター(JCCCA)、2020年11月現在

図表 4: 世界の温室効果ガス排出量、部門別 2019 年



出所: 米国環境保護庁、UBS、2020年11月現在

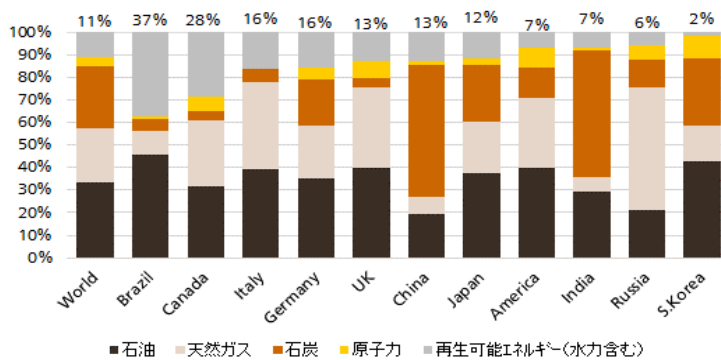
図表 7: 世界の EV/PHEV 導入状況と政策動向

目標年	国	政府目標	EV/PHEV 占有率
2025	ノルウェー	ガソリン、ディーゼル車の販売禁止	55.9%
2030	ドイツ	ガソリン、ディーゼル車の販売禁止	3.0%
2030	日本	EV、FCVの販売比率20-30%	0.9%
2035	中国	ガソリン車の販売禁止。販売比率NEV50%、HEV50%を目標	4.9%
2035	イギリス	ガソリン、ディーゼル車の販売禁止	2.8%
2035	アメリカ(加州)	ガソリン、ディーゼル車の販売禁止、PHEV除く	2.1%
2040	フランス	ガソリン、ディーゼル車の販売禁止	2.8%
2050	イギリス	ガソリン、ディーゼル車の走行禁止	NA
2060	中国	ガソリン車の販売禁止。販売比率NEV100%を目標	5.0%

出所:環境省(日本)、UBS、2020年11月現在

図表 8: 日本の再生可能エネルギーの比率は他国に比べて相対的に低い

一次エネルギー消費量の内訳(エネルギー源別)



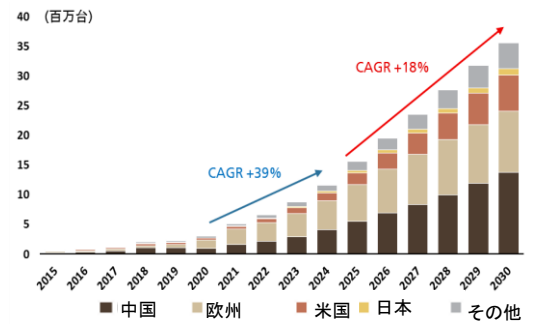
出所:全国地球温暖化防止活動推進センター(JCCCA)、UBS、2020年11月現在

図表 9: グリーンテック投資機会のタイムライン

	< 1年	1-5年	> 5年
エネルギー	再生可能エネルギー(太陽光、風力) スマートグリッド 蓄電池		再生可能エネルギー(水素) 二酸化炭素貯留
運輸(エネルギー源)	ハイブリッド車	電気自動車(リチウムイオン電池) 電気自動車(全固体電池) 水素自動車	
産業	デジタル化(IoT、スマートファクトリー、自動化)		
ビル	デジタル化(IoT、スマートグリッド、自動化)		

出所:UBS、2020年11月現在

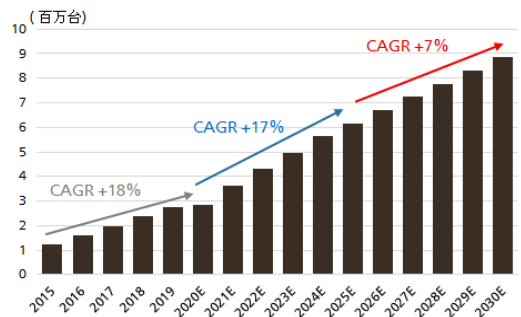
図表 5: 中国、欧州にけん引されて力強い伸びが見込まれる電気自動車(EV)の販売台数



出所:UBS、2020年11月現在

CAGR=年平均成長率

図表 6: 今後10年は堅調な伸びが予想されるハイブリッド車



出所:UBS、2020年11月現在

Appendix

免責事項と開示事項

本レポートは、UBS チーフ・インベストメント・オフィス・グローバル・ウェルス・マネジメント(UBS Switzerland AG またはその関連会社)が作成したリサーチレポートをもとに、UBS 証券株式会社(以下、「当社」)が翻訳・編集等を行い、作成したものです。英文の原文と翻訳内容に齟齬がある場合には原文が優先します。本レポートが英文で作成されている場合は、英語での内容をお客様ご自身が十分理解した上でご投資についてはご判断していただきますようお願いいたします。なお、本レポートは、当社のほか、UBS 銀行東京支店を通じて配布されることがあります。本レポートは情報提供のみを目的としたものであり、投資やその他の特定商品の売買または売買に関する勧誘を意図したものではありません。金融商品取引法に基づいた開示資料ではありません。また、お客様に特有の投資目的、財務状況等を考慮したものでもありません。本レポートに掲載された情報や意見はすべて当社が信頼できると判断した情報源から入手したのですが、その正確性または完全性については、明示・黙示を問わずいかなる表明もしくは保証もいたしません。本レポートに掲載されたすべての情報、意見、価格は、予告なく変更される場合があります。本レポートに記載されている資産クラスや商品には、当社で取り扱っていないものも含まれることがあります。

UBS 各社(またはその従業員)は随時、本レポートで言及した証券に関してロングまたはショート・ポジションを保有したり、本人または代理人等として取引したりすることがあります。あるいは、本レポートで言及した証券の発行体または発行体の関連企業に対し、助言または他のサービスを提供することもあります。一部の投資は、その証券の流動性が低いためにすぐには現金化できない可能性があり、そのため投資の価値やリスクの測定が困難な場合があります。先物およびオプション取引はリスクが高いと考えられ、また、過去の実績は将来の運用成果等の指標とはなりません。一部の投資はその価値が突然大幅に減少する可能性があり、現金化した場合に損失が生じたり、追加的な支出が必要になったりする場合があります。また、為替レートの変動が投資の価格、価値、収益に悪影響を及ぼす可能性があります。金融商品・銘柄の選定、投資の最終決定は、お客様ご自身のご判断により、もしくは、自ら必要と考える範囲で法律・税務・投資等に関する専門家にご相談の上でのお客様のご判断により、行っていただきますようお願いいたします。

金融商品取引法による業者概要及び手数料・リスク表示

商号等: UBS 証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2633 号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

当社における国内株式等の売買取引には、ウェルス・マネジメント本部のお客様の場合、約定代金に対して最大 1.10% (税込)、外国株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.375% (税込)の手数料が必要となります。ただし、金融商品取引所立会内取引以外の取引(店頭取引やトストネット取引等の立会外取引、等)を行う場合には、個別にお客様の同意を得ることによりこれらの手数料を超える手数料を適用する場合があります。この場合の手数料は、市場状況、取引の内容等に応じて、お客様と当社の間で決定しますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。インベストメント・バンク部門のお客様については、お客様ごとの個別契約に基づいて手数料をお支払いいただくため、手数料の上限額や計算方法は一律に定められておりません。国内株式等の売買取引では手数料に消費税が加算されます。外国株式の取引には国内での売買手数料の他に外国金融商品市場での取引にかかる手数料、税金等のお支払いが必要となります。国により手数料、税金等が異なります。株式は、株価の変動により損失が生じるおそれがあります。外国株式は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。不動産投資信託は、組み入れた不動産の価格や収益力などの変化により価格が変動し損失が生じるおそれがあります。

当社において債券(国債、地方債、政府保証債、社債、等)を当社が相手方となりお買い付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

当社における投資信託のお取引には、お申込み金額に対して最大 3.3% (税込)の購入時手数料がかかります。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、国内投資信託の場合、換金時の基準価額に対して最大 0.3%の信託財産留保額を、外国投資信託の場合、換金時の一口当たり純資産価格に対して最大 5.0%の買戻手数料をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(最大 2.34% (税込・年率))のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。その他費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、損失が生じるおそれがあります。

日本株式

「UBS 投資一任運用サービス(以下、当サービス)」のお取引には、投資一任契約の運用報酬として、お客様の契約期間中の時価評価額に応じて年率最大 1.76%(税込)の運用報酬をご負担いただきます。その他、投資対象となる投資信託に係る運用管理費用(信託報酬)や諸費用等を間接的にご負担いただきます。また、外国株式の売買その他の取引については、取引毎に現地取引(委託)手数料、外国現地取引所取引手数料および外国現地取引所取引税などの現地手数料等が発生し、これらの金額は個別の取引の決済金額に含まれます。運用報酬以外のこれらの費用等の合計額は運用状況により異なるため、事前にその料率・上限等を示すことができません。当サービスによる運用は投資一任契約に基づく運用を行いますので、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。これらの運用の損益はすべてお客様に帰属します。

外貨建て有価証券を円貨で受払いされる場合にかかる為替手数料は、主要通貨の場合、当社が定める基準為替レートの 1%または 1 円のどちらか大きい方を上限とします。非主要通貨の場合には、基準為替レートの 2%を上限とします。

UBS 銀行東京支店が提供する金融商品等に関する留意事項

外貨預金契約に手数料はありません。預入時に他通貨から預け入れる場合、あるいはお受取時に他通貨に交換する場合には、本契約とは別に為替取引を行って頂く必要があり、その際には為替手数料を含んだレートが適用されます。外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取時の外貨金額を円換算すると、当初払い込み外貨金額の円換算額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

© UBS 2020 無断転載を禁じます。UBS はすべての知的財産権を留保します。UBS による事前の許可なく、本レポートを転載・複製することはできません。また、いかなる理由であれ、本レポートを第三者に配布・譲渡することを禁止します。UBS は、本レポートの使用または配布により生じた第三者からの賠償請求または訴訟に関して一切責任を負いません。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関および銀行代理業務の業務委託契約に基づく銀行代理業者

商号等: 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 649 号

加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

金融商品仲介業務を行う金融商品仲介業者

商号等: UBS SuMi TRUST ウェルス・アドバイザーズ株式会社 関東財務局長(金仲)第 898 号